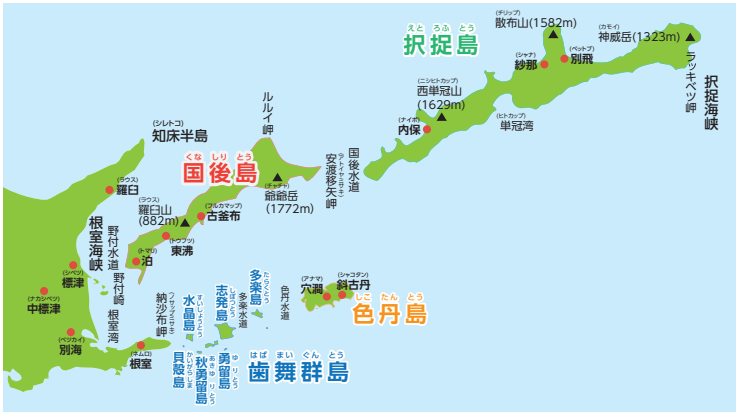


北方領土問題基本情報紹介

北方領土の姿。



面積

	面積 (km ²)	距離 (km)	備考	
歯舞群島 はままいぐんとう	貝殻島	-	3.7	
	水晶島	12.1	7.0	
	秋勇留島	2.1	13.7	
	勇留島	9.9	16.6	
	志発島	58.3	25.5	
	多楽島	10.9	45.5	
	小計	94.8	1.9%	*小笠原諸島(102km ²)
色丹島 しつたんとう	247.7	5.0%	73.3	*徳之島(248km ²)
国後島 くにしろとう	1,489.3	29.8%	16.0	*沖縄本島(1,208km ²)
択捉島 えとつぱとう	3,166.6	63.3%	144.5	*鳥取県(3,507km ²)
合計	5,003.1	100.0%	-	*千葉県(5,157km ²)

人口

	S20.8.15現在	R4.1.31 現在				
	元居住者*1	元居住者*2	2世	3世	4世	計
歯舞群島	5,281	1,818(49)	5,085	3,720	90	10,713
色丹島	1,038	311(17)	962	807	11	2,091
国後島	7,364	2,421(135)	7,145	5,885	152	15,603
択捉島	3,608	1,291(118)	3,248	2,266	25	6,830
合計	17,291	5,841(319)	16,440	12,678	278	35,237

元居住者の平均年齢 (令和4年1月31日現在) 86.6歳

(注) (公社) 千島歯舞諸島居住者連盟調べによる。昭和20年8月15日まで引き続き6月以上北方地域に生活の本拠を有していた元居住者。

●四島在住ロシア人(2021年1月1日現在)

歯舞群島…0人 色丹島…3,330人
 国後島…8,681人 択捉島…6,799人

合計…18,810人

(注) 現在、北方四島に日本人は居住していないため、ロシア人の人口。ロシア側統計による。



(注) 国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」による。北方四島の各面積は周辺の小島を含めた面積(小数点第2位を四捨五入)であり、合計の数値と内訳の数値の和は必ずしも一致しない。
 距離は、根室半島・納沙布岬からのもので、国後島のみ野付半島からのもの。

(注) (公社) 千島歯舞諸島居住者連盟調べによる。
 ※1 昭和20年8月15日現在の人口は、同日まで引き続き6月以上北方地域に生活の本拠を有していた居住者の人数であり、この数に含まれない北方四島出身者もいる。
 ※2 昭和20年8月15日まで引き続き6月以上北方地域に生活の本拠を有していた者に加え、その者の子で昭和20年8月15日以前6月未満の期間内に北方地域で出生し、かつ、同日まで引き続き北方地域にいたもの及び同日後北方地域で出生したものを含む。括弧内の人数は、後者の人数で内数。

現在、四島に在住する日本人は0人です。

●歴史的経緯



第2次世界大戦末期の1945年8月9日、ソ連は当時まだ有効であった中立条約を無視して対日参戦した。ソ連軍は、終戦後の8月18日より千島列島への侵攻を開始し、31日までに千島列島の南端であるウルップ島を占領した。

さらにソ連軍の別の部隊が、8月28日に択捉島、9月1日から4日の間に国後島、色丹島及び歯舞群島をそれぞれ武装解除し、遅くとも9月5日までに、北方四島を占領した。



北方四島からの引き揚げの様子 (写真提供: (公社)千島歯舞諸島居住者連盟)

●北方領土に関する取り決め

日露通好条約 (1855年)



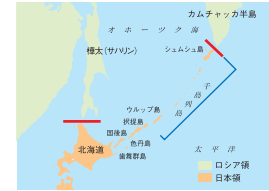
日露間の国境が初めて条約により確認されたのは、1855年に調印された日露通好条約においてである。この条約で、国境は、択捉島とウルップ島の間と定められた。また樺太は従来どおり国境を設けず、両国民の混住の地とすることが定められた。

ポーツマス条約 (1905年)



1905年、日露戦争の結果、ポーツマス条約が締結され、北緯50度以南の南樺太が日本に割譲された。

樺太千島交換条約 (1875年)



1875年に樺太千島交換条約を結び、千島列島をロシアから譲り受けるかわりにロシアに対して樺太全島を放棄した。この交換条約では日本に譲渡される千島列島譲渡される千島列島に属する島名を一つ一つ挙げていたが、列挙されているのはウルップ島以北の18島の名称であって、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島は含まれていない。

サンフランシスコ平和条約 (1951年)



1951年、サンフランシスコ平和条約が署名され、日本は、千島列島と北緯50度以南の南樺太を放棄した。同条約にいう千島列島には日本固有の領土である北方四島は含まれていない。また、ソ連はこの条約に調印しておらず、この条約上の権利を主張し得ない。

以上の経緯からわかるように、北方四島は、いまだかつて一度も外国の領土になったことがなく、歴史的にも、法的事実から見ても我が国固有の領土です。ソ連及びロシアによる北方四島の占拠は、法的根拠なくして行われているものです。

内閣府「北方対策～北方領土の返還実現に向けて～」より作成